

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）の変更）に係る面談
2. 日時：令和3年10月25日（月）10時50分～11時30分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
横山係長、新井安全審査官、高木係長
高木技術参与（テレビ会議システムによる出席）
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当9名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、申請のあった実施計画の変更認可申請（使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）の変更）について、資料に基づき主に以下の説明があった。
 - 今後のHICの発生予測について
 - ✓ 現在のHIC発生量は約22基/月である。
 - ✓ 今後は汚染水処理の計画に基づき、HIC発生量が約10基/月に低減すると想定。
 - ✓ 第三施設のHIC用保管容量は、本申請による追加（192基）を加味すれば、現状の空き容量約2.5年分に加え1.5年分の保管容量が追加されるため、今後約4年分が確保出来ると推定している。
 - 表2.2.2-1 評価対象核種及び放射能濃度（以下「本表」という。）の放射能濃度を3/4とする変更については、本申請で行わないこととした。
- 東京電力から以下のことについて口頭で説明があった。
 - 炭酸塩沈殿スラリーを内包する低線量HICについては、ORIGEN-S等の計算コードにより評価した表面線量率（28mSv/h）を保管運用上の評価値としていた。一方で、これまで発生した全てのHICの表面線量率を測定してきた結果、表面線量率の最大値は13.72mSv/hであった。計算コードにより評価した28mSv/hから、表面線量率の実測最大値13.72mSv/hを包絡する21mSv/hに変更する場合、評価値の変更前後比が3/4であることから、本表の放射能濃度についても3/4にすることとしていた。
 - 上記内容について再度社内検討を行った結果、本表に記載されている放射能濃度は解析による評価値であり、測定値ベースとしている21mSv/hとの単純な比較は出来ないため、本表の値を一律で3/4とする申請内容は難しいのではないかという結論に至った。そのため、本申請において本表、炭酸塩沈殿スラリーの放射能量を3/4とする変更については今回取り下げることとし、敷地境界線量評価を改めて行ったうえで、その内容を反映した補正を提出することとしたい。
 - また、耐震における再評価については、9月8日第30回原子力規制委員会で示された耐震設計における地震動とその適応の考え方に基づき、今後行う予定としている。
- 原子力規制庁は、上記説明を受け、東京電力に対し以下の内容をコメントした。
 - 敷地境界線量評価については、表面線量率の測定値ベースを用いる場合、

大型廃棄物保管庫と同様、実施計画Ⅲ-3-2-2-2-添 1-2 のような影響評価結果を用いて行うこと。

- 今後の耐震の再評価のスケジュールについては、評価項目毎に作業フェイズなどを示し、進捗がわかるようにしたうえで、早めに説明をすること。

6. その他

資料：使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）の変更に係る実施計画変更認可申請について（補足説明資料）

以上